

議案第173号

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月3日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、建替促進住宅である市営千代六丁目住宅の一部について、管理の方法を変更することに伴い、住宅の名称を定める等の改正を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に鑑み、入居者資格を拡大する必要があるによる。

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例

福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号の3を削る。

第4条第1項第2号カ中「被害者で(ア)又は(イ)」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、(ア)、(イ)又は(ウ)」に改め、同号カ(ア)中「第3条第3項第3号」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、「又は配偶者暴力防止等法第5条」を「、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項」に改め、同号カ(イ)中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同号カに次のように加える。

(ウ) 配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証する女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項又は第2項に規定する女性相談支援センターをいう。）が発行する書類その他市長が定める書類の交付を受けた者

第42条中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第50条第6項中「（地域リロケーション住宅にあっては、地域リロケーション住宅計画に基づく市営住宅の建替事業の施行に伴い住宅に困窮すると認められる者）」を削り、同項第1号中「、第4号（建替促進住宅が地域リロケーション住宅である場合に限る。）」を削る。
第55条を次のように改める。

（その他住宅の管理）

第55条 その他住宅に入居することができる者は、第4条第1項各号（被災市街地復興特別措置法第21条又は福島復興再生特別措置法第40条の規定の適用を受ける者）にあっては、同項第4号及び第5号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。

2 その他住宅の管理については、前項に定めるもののほか、前章の規定を準用する。

附則第13条中「第54条第3項」の次に「、第55条第2項」を加える。

別表第1 2 博多区の表に次のように加える。

福岡市営千代六丁目西住宅	福岡市博多区千代六丁目
--------------	-------------

別表第2 博多区の項中「福岡市営大博りバーサイド住宅」の次に「、福岡市営千代六丁目西住宅」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。